

行政運営の基本理念・原則となる条例（仮称）（要綱素案）説明資料

条例検討報告書に示された規定の方向性	条例要綱素案	備考
<p>【基本条例のコンセプト】</p> <p>▶ 基本条例は、行政運営や地域づくりを進める上での基本的な方向性の大枠（羅針盤）を示すものであること …「行政基本条例」、「住民自治型自治基本条例」等既存条例の形式を意識せず、府民が合意できる事項を条例化するものであること</p> <p>① 大きな枠組みを示す ② 誰もが共有する普遍的な事項を規定する ③ 基本理念や原則に新しい視点を盛り込む （「ユニバーサル」、「京都の「和」・共生」） ④ 参画・協働による新しい行政運営や地域づくりのあり方を示す ⑤ 京都らしいやわらかなイメージのある表現を使用する ⑥ 難しい用語を多用せず、できる限り一般的な言葉を使用する ⑦ 行政運営や地域づくりに関わる者すべてが共有するものとする （主体、主語等を特定しない） ⑧ 行政運営全般における基本となる条例としての位置づけを示す</p> <p>【前文】</p> <p>○ 基本条例制定をめぐる背景 ▶ 地方分権の動向や社会情勢、国と地方のあり方の変化、地域の環境やこれまでの取組、解決していくべき課題、基本条例の位置づけなど、基本条例を制定する背景、経過、課題等</p> <p>○ 京都府の特徴や独自性 ▶ 府の歴史や文化を踏まえた「人」や「心」のつながり、南北に長い地理的特徴と多様性、「和」・共生など、京都府の特徴や独自性を踏まえた行政運営の視点を示すこと。</p> <p>○ 府民がともに目指す社会の姿 ▶ 本検討委員会と並行して進められている、「明日の京都」ビジョン懇話会での検討を踏まえて整理することとなるが、行政運営や地域づくりの観点から、社会の状況の変化に関わらず、常に社会の基本に置く視点を示すこと。</p> <p>○ 基本条例制定の前提（土台）となる考え方 ▶ 基本条例の制定に当たって、その前提（土台）となり、基本理念や基本原則を導き出す理念や考え方を示すこと。 ・ 個人の尊厳と人権の尊重 ・ 府民が主役となる住民自治の確立 ・ 府（政）が果たすべき役割の基本 ・ 市町村との関係 ・ 公共活動をともに担う行政と民間公共活動等との連携</p>	<p><u>前文</u></p> <p>私たちの京都府は、古くから進取と自治の気風にあふれ、人と人との絆や、人と自然の調和の中で、生活、産業、文化、芸術、学術など様々な分野において多様性を受け入れ、南北に長い各地域が交流を重ねながら、自主と自立を尊ぶ府民のためめぬ熱意と努力により、豊かな個性や美しい環境をはぐくみ、特色ある伝統や文化をかたちづくってきました。</p> <p>時代や社会情勢の急速な変化が生み出す多様な課題が私たちの社会生活に様々な影響を与える中で、将来にわたってだれもが安心して育ち、学び、働き、そして健やかに暮らすことができ、人が人として生きる喜びを分かち合い、府民が幸福を実感できる社会をつくるため、地域の実情を知る地方公共団体には、地域の状況に応じて課題解決を図ることが求められています。</p> <p>そうしたことから、府は、府民一人ひとりの尊厳や人権が尊重されるために、互いが思いやりの心でつながり、支え合う社会を築くとともに、府民が自治の主役となり、各地域が永い歴史の中でつちかかってきた環境や文化の財産をいかしながら、相互に活発な交流や協働を進めることができるよう、努めていかなければなりません。</p> <p>また、府は、府民に最も近い地方公共団体である市町村の活動を尊重し、対等な関係のもとで連携と協力を深めるとともに、府民、民間の団体等地域社会の多様な主体が支え合い、公共的な役割を担うことができ、自由で多彩な活動ができる環境を整えていかなければなりません。</p> <p>このような認識のもと、住民自治を基本とする府政を進めていくことをめざし、府政運営や地域づくりの基本となる考え方、府政運営の行動原則等を明らかにし、府民の合意のもとでこれを共有するため、府政運営の基本となる条例としてこの条例を制定するものです。</p>	
<p>【目的】</p> <p>▶ 府の将来のあるべき姿や社会の基本に置く視点を踏まえ、行政運営や地域づくりの基本となる理念、原則を定めるとともに、これを実行するために必要な事項を定めること。</p> <p>▶ 基本条例としての最高規範性や位置づけについて示すこと。</p> <p>▶ 府民が主役となり、府民が社会の中で生かされることを目指した府政の確立を図り、もって府民福祉の向上を図ることを明らかにすること。</p>	<p>（目的） -</p>	<p>（目的） ▶ 前文の中で規定。</p>

<p>【基本理念】</p>	<p>基本理念 府政は、府政運営及び地域づくりが次に掲げる基本的な考え方(以下「基本理念」という。)に基づき進められるように、行うものとします。</p>	
<p>① 人を大切にし、人がつながり支え合う、心豊かな社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 個性や能力が尊重され、誰もがその意思に基づいて、社会の一員として参画でき、それが生かされるとともに、多様な価値観のもとで府民同士がつながり、支え合う社会の実現をすべての行政運営の基本とすること。 	<p>(1) 府民が人間として大切にされるために、だれもが社会の一員として参画することができ、府民同士が尊重し合い、つながり、支え合う、人にやさしい社会を実現すること。</p>	
<p>② 府民が自ら主役となり、地域の魅力を高める自立した社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 現地・現場において、府民や地域の意思と責任による自主的な活動を尊重し、支え、その活動が広がるよう必要な環境を整えることにより、自主的で自立した府域を実現すること。 	<p>(2) 府民の自主的な活動が大切にされ、地域の魅力を高め合う自立した社会を実現すること。</p>	
<p>③ 多様な主体がともに役割を担う社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村や地域づくりに参画する府民、民間の団体等、公共の役割を担う多様な主体との連携・協働によって、地域課題に対応した公共活動が豊かに展開される府域を創造すること。 	<p>(3) 府、市町村、府民、民間の団体等がともにその役割と特性をいかして、連携及び協働をし、地域の課題を解決するための活動が豊かに展開される社会を実現すること。</p>	
<p>【基本原則】</p>	<p>基本原則 府政は、基本理念にのっとり、かつ、第1から第5までに定める府政運営の行動原則(以下「基本原則」という。)に基づき行うものとします。</p>	
<p>① 府民が起点となり、府民が生かされる府政</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政運営や地域づくりにおいて、その基礎となる府民が起点となり、府民や地域がその持てる力や資源を生かしていけるよう、自主・自立的な地域づくりを優先、尊重するとともに、それらを支え、その活動が府域に広がる環境を整える行政であること。 ▶ また、現地・現場の視点を大切にし、府民のニーズや声を起点にして考えていく行政であること。 	<p>第 1 府政運営は、自治の主役である府民が起点となり、府民生活において府民が何を求めているかを十分に把握し、府民の期待にこたえることができるように、行うものとします。</p> <p>2 府政運営は、府民及び地域の持つ力が引き出され、相互に働き合って、最大限いかされるために必要な環境を整えることができるように、行うものとします。</p>	
<p>② 府民に明確な将来ビジョンを示し、府民の安心と活力の向上を支える府政</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政運営や地域づくりに参画する多様な主体が、目指していく方向性を共有して、ともに取り組んでいくために、将来の府のビジョンや計画を示し、それに基づいた確かな資源配分などを通じて、府民や地域の意欲や力を支える行政であること。 ▶ また、福祉や医療、雇用等において、府民や地域の実情に応じたセーフティネット(安全網)を整備することにより、府民の安心・安全を支え、希望や活力のある府域を実現する力強い行政であること。 ▶ さらに、将来にわたって効果的・効率的な事業の実施や健全な財政運営による、安定的で持続可能な、自立した行政であること。 	<p>第 2 府政運営は、府のめざす方向性を、府民参画のもと、将来構想、基本計画等の形で明らかにし、府民がこれを共有することができるように、行うものとします。</p> <p>2 府政運営は、府民の社会的な立場や状況及び地域の実情を踏まえ、府民が安心・安全で生きがいや希望のある生活を送ることができるように、行うものとします。</p> <p>3 府政運営は、効果的かつ効率的な事業の実施、健全な財政運営等により、長期的に安定した財政基盤のもと、持続的かつ自立的に施策等を展開することができるように、行うものとします。</p>	

<p>③ 府民によく見える、信頼される府政</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 府民の参画による行政運営や地域づくりを進めていくために、府民に政策立案、予算編成、事業実施、事業評価等の過程など行政情報を積極的に提供し府民との共有を図り、府民への説明責任を果たすことにより透明性が確保された行政であること。 ▶ また、行政内部の事務処理においてもコンプライアンス（法令遵守）の徹底や、個人情報保護など適正な執行が保障された公平・公正な行政であること。 	<p>第 3 府政運営は、府政に関する情報について、多様な方法で、かつ、わかりやすい形で積極的に提供し府民との共有を図り、府民への説明責任を果たすことにより透明性を確保するように、行うものとします。</p> <p>2 府政運営は、府民の視点から法令遵守の徹底を図るとともに、個人情報保護等適正な執行が保障されることにより、公平かつ公正に進め、府民の信頼を得ることができるよう、行うものとします。</p>	
<p>④ 府民の参画と協働を尊重し、支える府政</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政運営や地域づくりにおいて、府民の参画と協働をより確実なものとするため、府民一人ひとりの個性や能力を尊重し、その思いを受け止めるとともに、それぞれの立場や状況に応じて、誰もが様々な手法で社会の一員として参画することのできる環境を整える行政であること。 ▶ また、府民に政策形成や意思決定のプロセス等への参画を促進していく行政であること。 ▶ 地域課題の解決等に自主的に取り組み、公共的な役割を果たしている民間の活動を支える行政であること。 	<p>第 4 府政運営は、府民のだれもがその立場や状況に応じて、その自由な意思により、様々な手法で社会の活動に参画できるように、行うものとします。</p> <p>2 府政運営は、政策の立案、実施、評価等の過程に府民が参画できる機会を適切に確保することができるよう、行うものとします。</p> <p>3 府政運営は、府民、民間の団体等が地域の課題解決等のために行う活動を尊重するとともに、必要に応じてそれらの活動を支え、協働できるように、行うものとします。</p>	
<p>⑤ 市町村等との連携・協力による府政</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 広域自治体である府として、府民への行政サービスを向上させるとともに、地域の行政課題に的確に対応していくため、適切な役割分担など市町村との連携・協力によって二重行政の排除やワンストップ・サービス化等による効率的で利便性の高い行政サービスを実現すること。 ▶ また、広域的な視点から市町村の行う総合的なまちづくりとの連携や専門的行政分野の実施、地域ごとの多様性を生かしつつ相乗効果を引き出す方策、広域的な地域の方向性の提示など、総合的な調整機能を発揮していくこと。 ▶ とりわけ、政令指定都市であり、府内の6割近い人口を有する京都市との関係については、これまで築いてきた協調関係の成果を踏まえ、様々な行政分野において一層緊密な連携・協力を深めること。 ▶ さらに、府域を越える行政課題等に対して、国や他の自治体との連携・協力を推進すること。 	<p>第 5 府政運営は、政令指定都市である京都市をはじめとする市町村との適切な役割分担と協調のもと、十分な連携と協力により、地域の行政課題に的確に対応した、府民にとって効率的で便利な行政サービスが提供されるように、行うものとします。</p> <p>2 府政運営は、地域の持つ特性をいかし、互いに良い効果を引き出し合う広域的な施策、府が持つ資源をいかした専門性の高い施策や市町村間の均衡を支える施策を実施するなど、総合的な調整の役割を果たすように、行うものとします。</p> <p>3 府政運営は、府域を越えた行政課題等について、国、他の地方公共団体等と連携及び協力をしてその解決を図ることができるよう、行うものとします。</p>	
<p>【府民の権利】</p> <p>(既に制定されている個別の法令や他の条例などにおいては、その目的に沿った関係主体の権利や責務が規定されているところであり、基本条例全体の性格などを踏まえると、基本条例自体に規定する必要性は特になくとも考えられる。しかし、権利については、理念的なものであっても、基本条例に掲げることにより積極的意義が認められるとする意見も有力であり、この点は、各方面での議論に委ねる)</p>	<p>(府民の権利)</p> <p>—</p>	<p>(府民の権利)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「知事等の責務」の視点から規定。

<p>【議会との関係の基本】 (議会に関する規定については、議会において主体的に検討されることが前提となる。また、知事の議会に対する説明、協議の責務等、知事から議会に対する関係についてのみ規定する場合も考えられるが、規定の方向性については、議会での検討や議会との協議、調整を踏まえながら、検討することが必要)</p>	<p>—</p>	<p>▶ 最終の条文へ移項。</p>
<p>【知事の責務】 ○ 知事の責務 ▶ 行政の責任者である首長としての基本的な責務 ▶ 「基本条例に則った行政運営」、「必要な体制、制度等の整備」等</p>	<p>知事その他の執行機関の責務 1 知事その他の執行機関は、基本理念及び基本原則に基づいて、府民が府政に関する情報を知ること、府政に参画すること、府政による行政サービスの提供を等しく受けること等ができるよう府政の運営に努めなければなりません。 2 知事その他の執行機関は、基本理念及び基本原則に基づいて必要な制度及び手続の整備及び充実に努めなければなりません。 3 知事その他の執行機関は、基本理念及び基本原則に基づく府政運営の実現に必要な組織の整備を行うとともに、府民とともに地域の課題に対応し、府政運営を担う能力を有する職員の育成に努めなければなりません。</p>	
<p>【職員の責務】 ○ 職員の責務 ▶ 行政を担う者としての基本的な責務 ▶ 「基本条例に則った職務遂行」、「職務遂行に必要な資質の向上」等</p>	<p>(職員の責務) —</p>	<p>(職員の責務) ▶ 知事その他の執行機関の責務として、職員の育成の観点から規定。</p>
<p>【基本理念及び基本原則に基づく制度等の基本】 (既に個別条例や要綱で規定されている項目も多いことから、基本条例全体の性格や特徴を踏まえ、「住民参画」、「連携・協働」等を保障するための基本的な事項の原則等を示し、個別の制度・手続規定までは盛り込まないことが適当)</p>	<p>(基本理念及び基本原則に基づく制度等) —</p>	<p>(基本理念及び基本原則に基づく制度等) ▶ 知事その他の執行機関の責務として、合わせて規定。</p>
<p>【議会との関係の基本】 (議会に関する規定については、議会において主体的に検討されることが前提となる。また、知事の議会に対する説明、協議の責務等、知事から議会に対する関係についてのみ規定する場合も考えられるが、規定の方向性については、議会での検討や議会との協議、調整を踏まえながら、検討することが必要) (再掲)</p>	<p>知事と議会との関係の基本</p> <p>〔 府議会の「基本理念・基本方針」及び「府議会基本条例の創設に向けての決議」を踏まえ、 ・ 議会と知事がともに府民の信託を受けた代表であること ・ 府政の中で相互の役割を尊重すること ・ それぞれの機能を最大限に発揮すること ・ 府政が府民福祉の増進に向けて運営されるよう努めること 等を規定 〕</p>	